

下松市緊急通報装置設置事業業務委託事業者選定実施要領

1 目的

下松市緊急通報装置設置事業は、在宅の高齢者、身体障害者等に対し緊急通報装置を設置することにより、緊急事態発生時に迅速かつ適切な対応を図り、日常生活の安全確認等を行うことを目的とする。

利用者へのより良いサービスの提供を行っていくためには、複数業者の実績、履行方法および事故防止策等を比したうえで総合的に審査し業者を選定すべきであることから、本市ホームページで広く募集する公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)を採用する。

本要領は、本市が実施する緊急通報装置設置事業業務委託事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業 務 下松市緊急通報装置設置事業業務委託
- (2) 委託期間 令和2年10月1日から令和7年9月30日まで(単価契約)
- (3) 業務内容 別紙「下松市緊急通報装置設置事業業務委託仕様書」のとおり

3 対象業務のスケジュール及び事務手続き

実施事項	日 程
実施要領の公表	令和2年5月25日(月)
質問受付	令和2年5月25日(月)～6月3日(水) 正午(必着)
参加意向申出書受付	令和2年5月25日(月)～6月3日(水) 正午(必着)
企画提案書類受付	令和2年6月24日(水)～6月30日(火) 正午(必着)
プレゼンテーション日程通知	令和2年7月1日(水)
プレゼンテーション実施(審査委員会)	令和2年7月22日(水) 予定
選定結果通知及び公表	令和2年7月31日(金) 予定
契約締結	令和2年10月1日(木)

4 候補者の選定方法

本プロポーザルに参加する意向の申出をした者のうち、提案書等の提出のあった事業者(以下「提案者」という。)について、審査委員会において提案書等の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等について別に定める評価項目及び配点に基づき、審査のうえ、候補者を選定する。プロポーザル実施に当たり説明会は開催しないこととする。なお、**審査委員会の開催は、令和2年7月22日(水)**を予定しているが、この日程は変更する可能性があるため、開催日時及び場所等については、別途提案者に通知することとする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 地方公共団体から、類似業務を受託した実績を有していること。
- (6) 公示日から契約締結までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職の候補者若しくは公職にあたる者又は政党を推薦、支持し又はこれに反対することを目的としている団体でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

6 質問及び回答

質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は受けない。

- (1) 質問方法 本業務について質問があるときは、質問書（様式 1 号）を提出すること。
- (2) 提出期限 **令和 2 年 6 月 3 日（水）正午（必着）**
- (3) 提出方法 件名を「緊急通報装置設置事業業務委託質問書」として電子メールにより次のメールアドレスに送付すること。
※質問書を送った際には、必ず長寿社会課長寿支援係に電話で受信確認すること。
- (4) 提出先 下松市健康福祉部 長寿社会課 長寿支援係
E-mail : chouju@city.kudamatsu.lg.jp
- (5) 回答方法 質問に対しては、プロポーザル参加意向申出書を提出した者全員に回答することとする。

7 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

- ① プロポーザル参加意向申出書（様式 2 号）
- ② 国税及び地方税の完納証明書（各税目に未納額が無い証明）
- ③ 法人登記の登記簿謄本（直近のもの）

(2) 提出期限 令和2年6月3日(水)正午(必着)

(3) 提出先

ア 郵送の場合 〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号
下松市役所長寿社会課長寿支援係 宛

イ 持参の場合 下松市役所長寿社会課長寿支援係(市役所1階11番窓口)

(4) 提出方法 郵送または持参とする。

※電子メール、ファックスでの提出は受け付けない。

(5) 提出部数 各1部

8 応募辞退について

参加意向申出書を提出した者がプロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式3号)を令和2年6月12日(金)正午までに提出すること。

9 企画提案書の提出

企画提案書及び必要書類を併せて提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書等提出届(様式4号)
- ② 事業者概要(様式5号)
- ③ 経営状況(直近3年分の貸借対照表と損益計算書を添付)(様式6号)
- ④ 業務実績書(様式7号)
- ⑤ 業務提案書(様式8号)
 - ・緊急通報装置等に関する提案
 - ・緊急時の対応に関する提案
 - ・受信センターの体制に関する提案(有資格者証の写しを添付)
 - ・個人情報管理に関する提案
 - ・災害時等の対応に関する提案
 - ・工事及び保守体制に関する提案
 - ・その他事項に関する提案
- ⑥ 見積書(様式9-1号)、積算根拠(様式9-2号)

※見積書用封筒に在中のこと。

(2) 提案書作成上の注意

- ① 提案書は本要領及び仕様書の必要事項を満たすこと。
- ② 提案書は、A4版片とじ・横書きとする。
- ③ 提案内容は簡潔に概要を記載すること。なお、記載を補完するためのイラスト、イメージ図又は図面等を添付してよい。
- ④ 提案書の様式例をホームページ上に掲載する。ただしこれは「別添のとおり」と記入し、任意の様式で作成することを妨げるものではない。

(3) 提出期限

令和2年6月30日(火)正午(必着)

- (4) 提出先
前期提出先に同じ。
- (5) 提出部数
8部（正本1部、副本7部）
- (6) 提出方法
持参または郵送とする。
※電子メール、ファックスでの提出は受け付けない。

10 審査委員会

- (1) 受託事業所の選定は 下松市緊急通報装置設置事業業務委託事業者審査委員会において、書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより行う。
 - ① 実施時間
1事業者当たり25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）
 - ② 出席者
1事業者当たり3名以内
 - ③ その他
プレゼンテーションの際にパソコンを使用する場合は、事前に連絡のうえ、各事業者で準備すること。なお、プロジェクターとスクリーンは事務局で準備します。

(2) 評価事項

大項目	小項目
価格	・委託料 (設置及び撤去に係る費用を含む)
会社の状況	・経営状況 ・契約実績
緊急通報装置	・装置の機能 ・高齢者、障がい者への配慮及び工夫
緊急時の対応	・回線数 ・システムの保有状況 ・センター職員数及び有資格者の配置状況 ・センターのバックアップ体制
受信センターの体制	・職員研修の実施状況 ・受信センターの立地 ・利用者情報の更新管理 ・センターのバックアップ体制
個人情報管理	・個人情報管理の取組及び情報漏洩の防止対策
災害時等の対応	・利用者への情報伝達体制 ・市への協力体制
工事及び保守体制	・設置、撤去時の工事

	<ul style="list-style-type: none"> ・装置の取扱い説明の体制 ・故障等異常時の体制 ・定期保守の体制
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の範囲内で有効な独自提案 ・今後の提案等

1 1 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、企画提案のプレゼンテーション実施後おおむね1週間以内に、提案者全員に書面にて通知するとともに、下松市ホームページで公表する。
- (2) 審査結果についての異議申立及び問い合わせには応じない。

1 2 その他

- (1) 応募事業者は、参加意向申出書（様式2号）の提出をもって、応募要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募に要する一切の費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。ただし、提出された提案書の内容に関して質問を行ったり、補正を命じることがある。
- (4) 提出された提案書は、採用・不採用に関わらず返却しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (6) 市から提供される資料は取扱いに注意するとともに、無断で応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (7) 次のいずれかに該当するときは無効とする。
 - ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - ② 競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
 - ③ 委託候補者の選定前に、他の応募者に対して提案書を意図的に開示してはならない。
 - ④ 応募者が連合し、又は不穏な行動等をする場合において、公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - ⑤ 本要領に定める手続きを遵守しない場合
 - ⑥ 選定委員会委員との不適切な接触が確認された場合
 - ⑦ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (8) 情報公開については、プロポーザル方式等による契約が政令第167条の2第1項第2号の規定による随時契約に該当するため、下松市情報公開条例（平成16年下松市情報公開条例第6号）第7条に定めるところより行う。

13 問い合わせ先

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号

下松市役所 長寿社会課 長寿支援係

TEL : 0833-45-1835

FAX : 0833-41-1515

E-mail : chouju@city.kudamatsu.lg.jp